

役員等の報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬について定める。また、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員、顧問及び相談役（以下「役員等」という。）及びその他会長が必要と認めた者に対する費用弁償の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行するときの費用弁償は、「役職員旅費規程」に基づき支給す。

ただし、常勤の役員をのぞき、その職務に関する会議に出席するときの費用弁償として支給する日当は、距離の遠近にかかわらず1日2,200円とする。

(準用)

第4条 この規定に定めるもののほか、費用弁償の支給方法等については、「役職員旅費規程」による。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則 平成29年12月5日 一部改正 平成29年4月1日から適用する。